

多様な人材の市議会への参画促進に関する決議

地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には、多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会の使命に沿うものか、疑問を呈する指摘も多い。

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。

加えて、先の統一地方選挙では、地方議会の無投票当選者の割合が高まるなど、小規模市議会では議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員のなり手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。

多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

ついては、市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せてICTを活用して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

同時に、多様な人材の市議会への参画を制度的に促進するため、労働法制の見直し、兼業（請負）禁止要件の緩和、広範多岐な議員活動の実態にふさわしい法的地位や報酬・福利厚生に係る仕組みの確立、さらに地方議会の一層の権能強化などに取り組む。

よって、国においては、下記事項について、一体的・総合的に検討し、成案が得られた方策から確実に実現されることを強く要望する。

記

第1 多様な人材の市議会への参画を促す環境整備

若者や女性、サラリーマンなど多様な人材の市議会への参画を促すため、以下の環境整備を図ること。

1 地方議会議員の位置付けの明確化

議会と長の二元代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、地方議会議員について、住民の代表者としての責務、住民全体の奉仕者としての責務、議会権能を遂行する合議体の構成員としての責務を議員の職責として地方自治法に明記し、議員の位置付けを明確化すること。

2 サラリーマンが立候補しやすい労働法制の見直し

今や就業者の9割をサラリーマンが占める。兼業・副業の意義が評価される中、若者や女性を含む幅広いサラリーマン層から市議会の議員に立候補しやすい、兼業を選択する場合も議員活動ができる、環境を整える必要がある。

このため、例えば、弾力的な休暇の取得や勤務時間の設定、議員活動のための休職など、労働基準法はじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 兼業（請負）禁止要件の緩和

地方議会議員の兼業（請負）禁止について、例えば、議員が個人として該当する場合と議員が法人の役員として該当する場合で要件が異なる、長の場合と異なり議員が市の出資法人の役員である場合に兼業（請負）禁止の適用から除外されない、といった現行制度を見直し、兼業（請負）禁止要件が立候補の過度な規制とならないよう、所要の措置を講じること。

4 選挙制度の見直し

統一地方選挙での選挙実施割合が長期的に低下傾向にある。有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もっ

て多様な人材の市議会への参画に資するため、まずは、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

併せて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げ、一般市の長・議員等に係る税法上の寄付金控除制度の創設について検討すること。

5 小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援 （議員報酬の引上げ）

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ないジレンマに苦悩する議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

（兼業議員のための所得損失手当の創設）

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多い。当面、サラリーマンも兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、サラリーマンとして雇用先と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

6 育児手当の創設

子育て世代の若者や女性の議会への参画を促進するため、期末手当のほか、育児手当の支給を可能とすること。

7 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

サラリーマン等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ、事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備
 - ② 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布（貸与）、議事の自動音声翻訳、その他議会のＩＣＴ化の推進
 - ③ 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
 - ④ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方自治教育の推進

教育の中立性の確保に十分配慮しつつ、地方自治とこれを支える地方選挙の重要性を子どもの時代から世代を超えて学習できる教育環境を整備すること。

第2 地方議会の権能強化

地方議会の行政監視機能や政策提起機能の充実を図る観点から、以下に掲げる地方議会の権能を拡大すること。

1 議長に対する議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

2 条例による契約の締結、財産の取得・処分の議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する契約に係る種類・金額の要件及び財産の取得・処分に係る面積・金額の要件について、地域の社会経済状況の差異と議決を契約単位とすべきとする最近の判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、各自治体が地域の実情を考慮した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

3 予算修正権の制約の解消

議会の政策提案機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

4 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

5 議会の招集日の変更

国の行政実例では、長が議会招集の告示をした後は招集日を変更することはできないとされており、多くの議会では、告示後に大きな災害・事故などによって議員の応招が困難な状況が生じた場合も、こうした扱いに従っている。最近の災害でも議員の応招が困難なため、定例会が流会となるおそれがあった。

このため、災害が多発する近況に鑑み、大きな災害・事故など議員の応招が極めて困難と認められる客観的理由が明らかにある場合、議会、とりわけ定例会の招集日の変更を可能とする措置を講じること。

以上決議する。

令和元年 6 月 1 1 日

全国市議会議長会